

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月27日（令和6年（行情）諮問第305号）

答申日：令和6年11月15日（令和6年度（行情）答申第611号）

事件名：「日米共同情報分析組織への勤務員について（通達）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる2文書（以下、「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月21日付け防官文第25920号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）【別紙1（略）】である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）

の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（７）紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

（８）複写媒体としてＤＶＤ－Ｒの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてＤＶＤ－Ｒが選択できるよう改めて決定を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和５年１２月２１日付け防官文第２５９２０号により、法５条３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２ 法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、法５条３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

（２）審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法２条２項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

（３）審査請求人は、「特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

（４）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文

書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (7) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (8) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月12日 審議
- ④ 同年11月8日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、紙媒体の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

- (1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件対象文書のうち、文書1は、日米共同情報分析組織への勤務員について、通達するために作成した文書であり、文書2は共同情報解析セ

ルの設置について、依頼するために作成した文書であるところ、本件対象文書の施行に当たっては、担当部署からそれぞれの部署の担当者宛てに電子メール及び電子決裁システムで行っており、特段、紙として出力して管理する必要がないことから、電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

また、本件審査請求を受け、本件対象文書の紙媒体が存在しないか、本件請求文書に関係する部署において念のため探索を行ったが、本件対象文書の紙媒体は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書の見分結果によれば、本件対象文書が、日米共同情報分析組織への勤務員について記載した通達及び共同情報解析セルの設置についての依頼文書であって、送付先に伝達するために作成されたものと認められることからすれば、特段、紙として出力して管理する必要性がなく、電磁的記録のみを保有しているとの上記(1)及び上記第3の3(6)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、探索の範囲に関する上記(1)の諮問庁の説明に特段の問題は認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり(別表のとおり)説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、日米共同情報分析組織への勤務員に係る通達先、共同情報解析セルの設置に係る対象期間、設置場所及び依頼内容等の防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

イ そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、情報業務に関する態勢・能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 上から1箇所目ないし5箇所目の不開示部分

(ア) 標記不開示部分には、日米共同情報分析組織への勤務員に係る勤

務期間、差出人及び連絡調整先等の防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

- (イ) そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、情報業務に関する態勢・能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 上から6箇所目の不開示部分

- (ア) 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定の部署の内線番号が記載されていると認められる。

- (イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、外部からの不当な問合せや働き掛けが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1（本件請求文書）

陸幕情第105号，及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。

2（本件対象文書）

文書1 日米共同情報分析組織への勤務員について（通達）（陸幕情第105号。令和5年5月30日）

文書2 共同情報解析セルの設置について（依頼）（防防調第14697号。令和4年7月29日）

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する態勢及び能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 1	2 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する態勢及び能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，情報を得ようとする者からの問い合わせや不当な働きかけが行われ，必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。